**○農林水産省告示第千八百四十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福井県勝山市北郷町岩屋二三字芳ケ谷五、六、七の一から七の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百四十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福井県大野市巣原二四字村枋一の六、一の九、一の一三、二五字向ヒ岳一の四、一の六、一の一九、一の三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百四十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福井県大野市木落二一字風尾一、一五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第百七十二号**

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年七月二十七日

経済産業大臣　枝野　幸男

| 登録番号 | 氏名 | 登録番号 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| 410252 | 今榮　知克 | 410253 | 小崎　真稔 |
| 410254 | 本田　禎忠 | 410255 | 星野　靖之 |
| 410256 | 山本　憲明 | 410257 | 栗田　祐介 |
| 410258 | 長野　光容 | 410259 | 浅香　雅典 |
| 410260 | 成澤　公克 | 410261 | 酒井　雄児 |
| 410262 | **蒲**池　正経 | | |

**○経済産業省告示第百七十三号**

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十四年七月二日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年七月二十七日

経済産業大臣　枝野　幸男

| 登録番号 | （変更後） | （変更前） |
|---|---|---|
| 403971 | 洞口　美名 | 玉井　美名 |
| 404581 | 迎谷　政生 | 迎谷　政夫 |
| 405860 | 白川　泰憲 | 白（白川）　**恭憲** |

**○経済産業省告示第百七十四号**

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年七月二十七日

経済産業大臣　枝野　幸男

| 登録番号 | 氏名 | 登録番号 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| 104267 | 下野　芳明 | 106597 | 堀籠　利典 |
| 203483 | 安田　平八 | 214270 | 佐藤　善行 |
| 400107 | 糸井　雄拓 | 400125 | 金谷　彰夫 |
| 400133 | 河辺　浩幸 | 400152 | 齊藤　剛 |
| 400160 | 清水　雅彦 | 400165 | 杉山　亘 |
| 400174 | 谷口　寿朗 | 400184 | 中村　正男 |
| 400190 | 野町　利夫 | 400205 | 古井　竜平 |
| 400224 | 山本　一夫 | 400232 | 渡**邊**　正憲 |
| 400236 | 浅井　太郎 | 400253 | 大庭　晋 |
| 400278 | 立石　知徳 | 400290 | 長浜　伸治 |
| 400298 | 彦坂　友世 | 400316 | 藁科　勝美 |
| 400319 | 青木　純也 | 400321 | 赤石　隆之 |
| 400327 | 安藤　全 | 400371 | 岡崎　志朗 |
| 400372 | 岡田　豊 | 400376 | 萩野　欣也 |
| 400381 | 小倉　一浩 | 400382 | 長村　道春 |
| 400428 | 小林　哲之 | 400447 | 佐野　太 |
| 400453 | 島影　赳 | 400459 | 鈴木　康弘 |
| 400462 | 関根　文彦 | 400473 | 高畑　靖彦 |
| 400480 | 田中　一弘 | 400493 | 千原　俊夫 |
| 400520 | 中山　晃 | 400523 | 永田洋二郎 |
| 400524 | 楠村　大輔 | 400529 | 根城　泰 |
| 400560 | 福元　啓介 | 400573 | 眞下　正宏 |
| 400579 | 松尾　健司 | 400583 | 摩尼　貴晴 |
| 400589 | 三嶋　章夫 | 400597 | 宮嶋　猛 |
| 400604 | 森　眞一 | 400607 | 山内　**琢**磨 |
| 400625 | 四辻　充生 | 400653 | 神谷実希子 |
| 400657 | 米川　和延 | 400664 | 石田　匡 |
| 400672 | 糸満　朝規 | 400691 | 川上　陽一 |
| 400714 | 田中　有三 | 400727 | 野中　康弘 |
| 400760 | 和田富美雄 | 400765 | 大水　健晴 |

**○国土交通省告示第八百三十号**

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年七月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

| 信号符字 | 船舶番号 | 船名 | 点附年月日 |
|---|---|---|---|
| ７ＪＪＧ | 141453 | 高松丸 | 平成24. 6. 1 |
| ７ＪＫＯ | 141565 | すずらん | 24. 6. 8 |
| ７ＪＫＰ | 141566 | すいせん | 24. 6. 25 |
| ７ＪＬＶ | 141662 | 第八若潮丸 | 24. 6. 20 |
| ７ＪＭＦ | 141697 | ＣＡＰＥ　ＲＯＳＡ | 24. 6. 26 |
| ＪＤ3320 | 141629 | ホタルナ | 24. 6. 6 |
| ＪＤ3332 | 141640 | 新進丸 | 24. 6. 26 |
| ＪＤ3349 | 141664 | 永和丸 | 24. 6. 6 |
| ＪＤ3351 | 141666 | しりうち丸 | 24. 6. 11 |
| ＪＤ3354 | 141672 | 第二崎陽丸 | 24. 6. 6 |
| ＪＤ3359 | 141627 | わかづき | 24. 6. 19 |
| ＪＤ3363 | 141680 | むろつ丸 | 24. 6. 29 |
| ＪＤ3365 | 141683 | 第四十八浪速丸 | 24. 6. 18 |
| ＪＤ3366 | 141684 | しゅうほう | 24. 6. 21 |
| ＪＤ3367 | 141685 | すみふく丸 | 24. 6. 25 |
| ＪＤ3368 | 141686 | 第一恵祥丸 | 24. 6. 29 |
| ＪＤ3374 | 141695 | ドリーム大島 | 24. 6. 15 |
| ＪＤ3376 | 141702 | 海榮丸 | 24. 6. 25 |
| ＪＤ3378 | 141704 | 住穂丸 | 24. 6. 19 |
| ＪＤ3380 | 141707 | いぶき | 24. 6. 20 |
| ＪＤ3383 | 141710 | 百音丸 | 24. 6. 25 |

**○国土交通省告示第八百三十一号**

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年七月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎